

# 岐阜労働局

# Gifu Labour Bureau



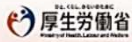
20211101

新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、積極적으로ご活用ください。

- 電話による相談
- 電子申請
- 郵送

岐阜労働局

労働基準監督署・ハローワーク



岐阜 050

## 過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ  
近年、働き過ぎやワーク・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは、過労死や過労休職をゼロにするための取組について、労働問題の専門家や関係者、行政担当者などが話し合います。

参加無料  
事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時 2021年11月29日(月)  
13:30~16:30(受付13:00~)

会場 長良川国際会議場 大会議室

講演者

「過労死防止は  
ハラスメント対策から  
ワーク・ハラスメントの  
防止策について」

三木 啓子 氏

労働問題の専門家

セミナー申込



キャンペーン



11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 目指すゴールは、 過重労働ゼロ。

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

## 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁 | 公正取引委員会



## 11月は 新はつらつ職場づくり キャンペーン

岐阜労働局では、誰もが健康で、はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使が共に取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」を推奨しています。

過労死やハラスメントのない職場を目指して、「新はつらつ職場づくり宣言」に取り組んでみませんか。



## 特定求職者雇用開発助成金の申請は 電子申請をご利用ください！

### 電子申請の対象



- ① 特定就職困難者コース、② 生涯現役コース
- ③ 就職氷河期世代安定実現コース
- ④ 発達障害者・難治性疾患患者用開発コース
- ⑤ 生活保護受給者等雇用開発コース

### 電子申請の準備

- 電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口「e-Gov（イーガブ）」を使って行います。
- QRコードによりアクセスしてください。



※ e-Govの利用には、インターネットに接続できる環境、メールアドレスが必要です。

### 電子申請を行う

- ① 「e-Gov電子申請」のトップページ上部のメニューから「**手続検索**」をクリック。
- ② 「手続検索」のページから「**手続名称**」に「**特定就職困難者コース**」等を入力・検索。
- ③ 検索結果が表示されたら、該当する申請書をクリックし、申請書を作成。等々

※ 申請書の記入方法は、QRコードより、記入マニュアルをご覧ください。



※ 社会保険労務士や代理人が事業主に代わって電子申請することもできます。その場合は事業主のe-Govアカウントではなく、社会保険労務士や代理人のe-Govアカウントを使用してください。

## 公正な採用選考を目指して

公正な採用選考に必要なのは、その人の  
適性と能力です。

### 「公正な採用選考」の基本

- 1 応募者に広く門戸を開くこと
- 2 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすること



※ 「人を人として見る」、すなわち、応募者の基本的人権を尊重することも大切です。

最低賃金に関する  
特設サイト



最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン

## 岐阜県最低賃金



令和3年  
10月1日から

時間額 **880** 円

28円上がりましたよ！

岐阜労働局賃金室 ☎058-245-8104

## ぎふの「新しい働き方」 オンラインセミナー

【受講対象者】 事業主 / 人事労務担当者向け  
【参加費用】 無料(事前申込不要)

- 職場における感染防止対策
- 改正労働基準法の説明
- 感染防止に役立つ制度の導入例
- 注目される働き方  
テレワーク/副業・兼業
- 働き方改革のすすめ方



### 労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。(電子申請は24時間、365日いつでもOK！)

- 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークにご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索